

令和 6 年度職員の給与等勤務条件に係る交渉について

- 1 要旨・目的
- 令和 6 年度職員の給与等勤務条件に係る交渉の結果について報告する。
- 2 現状・背景
- 毎年、人事委員会の勧告（職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告）後に、地方公務員法上の職員団体と職員の給与等の勤務条件について確定交渉を行っている。
- 3 概要
- (1) 交渉団体
- 広島県関係職員団体三者共闘会議
(県職員連合労働組合、県教職員組合、県高等学校教職員組合)
- (2) 交渉日
- ア 第 1 回 令和 6 年10月29日（火）
イ 第 2 回 令和 6 年11月18日（月）
ウ 第 3 回 令和 6 年11月28日（木）

(3) 交渉結果

区分		内容	実施時期
人事委員会勧告等	令和6年4月の公民較差等	○月例給（公民較差11,542円、3.05%） ・人事委員会勧告どおり、給料表を改定	令和6年4月
		○期末・勤勉手当（公務4.50月 ⇄ 民間4.61月） ・4.50月分 ⇒ 4.60月分 （期末手当及び勤勉手当：ともに+0.05月分）	
		○医師に対する初任給調整手当 ・国家公務員の取扱いに準じて改定	
	給与制度のアップデート	○給料表の見直し ・国の見直しに準じて給料表を改定	令和7年4月
		○扶養手当の見直し ・配偶者に係る手当（6,500円）を段階的に廃止 ・子に係る手当額を段階的に引上げ（10,000円⇒13,000円）	
		○地域手当の見直し等 ・支給地域及び支給割合を国に準じて見直し （広島市：6.2%⇒8%、安芸郡府中町：6.2%⇒4%、その他の県内地域：3.2%⇒4%） ・給料月額1.3%加算措置を段階的に廃止	
		○通勤手当の見直し ・支給限度額を15万円に引上げ	
		○単身赴任手当の見直し ・採用に伴う転居の場合にも支給	
		○定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大 ・住居手当及び特勤手当等を支給	
	その他	○情報職の職員に適用する新たな人事・給与制度 ・情報職給料表を新設 ・給料表の新設に合わせ、情報職の職員に適用する昇格・昇給の基準等を整備	
○獣医師に対する初任給調整手当の見直し ・支給月額1.3%加算措置を段階的に廃止			
両立支援		○時間外勤務免除の対象拡大 ・時間外勤務免除の対象を小学校就学前の子を養育する職員に拡大	